

国立国会図書館がデジタル化した映像資料の利用に係る合意事項

映像資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会は、著作権法第 31 条第 2 項に基づきデジタル化した映像資料（以下「デジタル化資料」という。）の利用に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ、映像資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会における協議を経た上で変更することができるものとする。

1. 基本方針

デジタル化資料の利用に際しては、権利者を始めとする関係者の理解と協力を得るよう努め、民間の市場経済活動を阻害することがないように十分に留意する。

2. 対象資料の範囲

本文書で対象とする映像資料は、国内で刊行されたアナログ形式の映像資料（再生機器を用いて利用する非印刷資料と付属の印刷資料の両方を含む。）とする。

3. 利用提供方法

- (1) デジタル化資料は、東京本館（国会議事堂内分館を含む。）、関西館及び国際子ども図書館において提供する。利用者には、一般の来館利用者のほか、国会議員、国会関係者（議員秘書、国会職員等）、行政・司法各部門の職員及び国立国会図書館職員を含む。
- (2) 利用者は、館内に設置された端末において、メタデータを検索する等により対象のデジタル化資料を特定し、映像・音声データ又は画像データの形式で視聴又は閲覧する。なお、デジタル化済みの原資料は、原則として利用に供しない。
- (3) デジタル化資料の視聴又は閲覧に当たり、同一の資料に対する同時利用は、原資料の所蔵点数にかかわらず、これを制限しない。
- (4) デジタル化資料の複写サービスは、原資料が印刷資料であるものを対象に紙媒体へのプリントアウトのみ提供する。
- (5) 全ての権利者の許諾がある場合には、利用者の求めに応じ、非印刷資料を含むデジタルデータも提供する。
- (6) デジタル化資料の利用に際しては、著作物の適正な利用のための注意喚起に努める。その一環として、デジタル化資料のプリントアウトに際し、フットプリントを印字する。
- (7) デジタル化資料は、外部に不正に流出しないよう、厳格なセキュリティ対策を講じた上で管理する。
- (8) 著作権法第 31 条第 3 項に基づく図書館等への送信は当面実施しない。実施する場合は別途協議する。